

人権方針

エイツーヘルスケア株式会社（以下、当社）は、企業理念、「A2 サステナビリティ基本方針」に基づき、「人権方針」（以下、本方針）を定め、企業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重し、自らの事業活動において生じる人権への負の影響に対処することにより、人権尊重を促進する責任を果たしてまいります。

また、伊藤忠グループの一員として伊藤忠グループ「人権方針」に基づいた企業活動を推進してまいります。

1. 適用範囲・ビジネスパートナーへの期待

本方針は、すべての役員及び従業員に対し、適用されます。また、ビジネスパートナーやその他関係者に対して本方針の遵守を期待します。

2. 国際規範の支持・尊重

当社は、伊藤忠グループとして「世界人権宣言」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、「国連グローバル・コンパクト」など、人権に関する国際規範を支持します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権を尊重してまいります。

3. 適用法令遵守と国際的に認められた人権の尊重

当社は、日本国はもとより、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。また国際的に認められた人権と各国・地域の法令等の際に矛盾がある場合は、国際的な人権原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

4. 推進体制

当社は、本方針を実現する為の体制を構築し、本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。

5. 人権デューデリジェンス

当社は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デューデリジェンスを実施していきます。

6. 救済・是正

当社の事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、或いは関与が明らかになった場合、適切な手続き・対話を通じてその是正に取り組みます。

7. 対話・協議

当社は、人権デューデリジェンスの取組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用すると共に、潜在的に影響を受ける親会社及びグループやその他の関連ステークホルダーと真摯に対話・協議いたします。

8. 教育・啓発

当社は、本方針が全ての事業活動に組み込まれ、実行されるよう全役職員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適切な教育を行い、人権啓発に取り組めます。

9. 方針の公開

本方針は、取締役会に報告した上で、広く一般に開示します。

2024年6月1日制定

エイツーヘルスケア株式会社
代表取締役社長 神谷 均